

和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に定めるもののほか、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の不適正な処理の未然防止及び早期是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 事業活動に伴って産業廃棄物を生じさせる者をいう。
- (3) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (4) 土地等 産業廃棄物の処理の用に供する土地又は建物をいう。
- (5) 土地等所有者 土地等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 産業廃棄物処理施設等 産業廃棄物処理施設及び処理の用に供する施設をいう。
- (7) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (8) 処理の用に供する施設 省令第9条の2第1項第4号及び第10条の12第1項第4号に規定する事業の用に供する施設（積替え又は保管の用に供するものに限る。）並びに省令第10条の4第1項第4号及び第10条の16第1項第4号に規定する事業の用に供する施設（産業廃棄物処理施設を除く。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、排出事業者、処理業者及び土地等所有者に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。

- 2 市は、和歌山県と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、産業廃棄物の適正な処理を推進するものとする。
- 3 市は、産業廃棄物の不適正な処理の未然防止のため、定期的に排出事業者（法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出をした者に限る。）及び処理業者の事業場への立入検査を行うものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、産業廃棄物の不適正な処理が行われているおそれがあることを知ったときは、速やかに市その他関係機関へ通報するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(排出事業者の責務)

第5条 排出事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処

理しなければならない。

- 2 排出事業者は、産業廃棄物の発生を抑制し、再利用その他の方法により、産業廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 排出事業者は、産業廃棄物処理施設を設置する場合は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理においては、環境汚染の防止及び安全管理上必要な体制の整備に努めなければならない。
- 4 排出事業者は、法第12条第5項又は第12条の2第5項の規定により産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託する場合には、当該処理業者の許可の区分、産業廃棄物の種類、許可の条件、許可の有効期間、産業廃棄物処理施設等の能力、処理方法等を調査し、選定し、適正な処理に要する費用を負担するとともに、事業場を定期的に確認するなど、処理状況の把握に努めなければならない。
- 5 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した処理業者が当該産業廃棄物の不適正な処理を行っていることを知ったときは、速やかに不適正な処理を中止させ、若しくは是正させ、又は原状を回復させるよう努めなければならない。
- 6 排出事業者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(処理業者の責務)

第6条 処理業者は、産業廃棄物処理施設等を設置した地域の環境に配慮し、産業廃棄物処理施設等の環境保全のための対策の実施、周辺環境の整備及び安全性の確保に努めなければならない。

- 2 処理業者は、産業廃棄物処理施設等の維持管理においては、環境汚染の防止及び安全管理上必要な体制の整備に努めなければならない。
- 3 処理業者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地等所有者の責務)

第7条 土地等所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われぬよう努めなければならない。

- 2 土地等所有者は、産業廃棄物の処理のためにその所有し、占有し、又は管理する土地等を他人に使用させている場合、その使用の状況の把握に努めなければならない。
- 3 土地等所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われているおそれがあると認めるときは、速やかに市その他関係機関へ通報するよう努めなければならない。
- 4 土地等所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われていることを知ったときは、当該処理を行った者に対し、当該不適正な処理をやめるよう求め、生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 土地等所有者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の構造)

第8条 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条及び第11条において同じ。）の設置者は、省令第12条各号及び第12条の2に規定する技術上の基準を遵守するとともに、

当該産業廃棄物処理施設の構造を次に掲げる技術上の基準に適合させるように努めなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設の周囲にはみだりに人が立ち入ることを防止することができる囲いが設けられていること。
- (2) 入口の見やすい箇所に、産業廃棄物処理施設であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (3) 産業廃棄物処理施設を設置する事業場において産業廃棄物の保管を行う場合は、それぞれの保管場所に保管する産業廃棄物の種類及び最大保管量を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (4) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置がとられていること。
(最終処分場の構造)

第9条 最終処分場の設置者は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条に規定する技術上の基準を遵守するとともに、当該最終処分場の構造を次に掲げる技術上の基準に適合させるように努めなければならない。

- (1) 最終処分場を設置する事業場において産業廃棄物の保管を行う場合は、それぞれの保管場所に保管する産業廃棄物の種類及び最大保管量を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (2) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置がとられていること。
(処理の用に供する施設の構造)

第10条 処理の用に供する施設の設置者は、当該処理の用に供する施設の構造を次に掲げる技術上の基準に適合させるように努めなければならない。

- (1) 省令第12条第1号、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる基準
- (2) 処理の用に供する施設から放流する排水により生活環境の保全上支障が生じるおそれのある場合は、適切な排水処理設備が設けられていること。
- (3) 処理の用に供する施設を設置する事業場には、みだりに人が立ち入ることを防止することができる囲いが設けられていること。
- (4) 入口の見やすい箇所に、処理の用に供する施設であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (5) 処理の用に供する施設を設置する事業場において産業廃棄物の保管を行う場合は、それぞれの保管場所に保管する産業廃棄物の種類及び最大保管量を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (6) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置がとられていること。
(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第11条 産業廃棄物処理施設の設置者は、省令第12条の6各号及び第12条の7に規定する技術上の基準を遵守するとともに、次に掲げる技術上の基準に適合するように当該産業廃棄物処理施設の維持管理に努めなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設を設置する事業場の出入口の施錠その他みだりに人が当該事業場に立ち入ることを防止することができる措置をとること。
- (2) 第8条第2号及び第3号に規定する立札その他の設備を常に見やすい状態に保つこと。
- (3) 第8条第2号及び第3号の規定により立札その他の設備に表示する事項を常に正確かつ最

新の内容に保つこと。

(4) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置をとること。

2 前項の場合において、省令第12条の6第8号の規定の適用については、同号中「定期的に」とあるのは、「1年に1回以上」とする。

(最終処分場の維持管理)

第12条 最終処分場の設置者は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条に規定する技術上の基準を遵守するとともに、次に掲げる技術上の基準に適合するように当該最終処分場の維持管理に努めなければならない。

(1) 第9条第1号に規定する立札その他の設備を常に見やすい状態に保つこと。

(2) 第9条第1号の規定により立札その他の設備に表示する事項を常に正確かつ最新の内容に保つこと。

(3) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置をとること。

(処理の用に供する施設の維持管理)

第13条 処理の用に供する施設の設置者は、次に掲げる技術上の基準に適合するように当該処理の用に供する施設の維持管理に努めなければならない。

(1) 省令第12条の6第1号から第4号まで及び第6号に掲げる基準

(2) 処理の用に供する施設から排水を放流する場合は、1年に1回以上、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

(3) 処理の用に供する施設を設置する事業場の出入口の施錠その他みだりに人が当該事業場に立ち入ることを防止することができる措置をとること。

(4) 第10条第4号及び第5号に規定する立札その他の設備を常に見やすい状態に保つこと。

(5) 第10条第4号及び第5号の規定により立札その他の設備に表示する事項を常に正確かつ最新の内容に保つこと。

(6) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置をとること。

(事実の把握等)

第14条 産業廃棄物処理施設等の設置者は、政令第4条の6各号に定める法令の規制基準を超えたときその他市長が必要と認めるときは、市長に対し、報告又は資料の提出を行わなければならない。

2 市長は、第4条第1項又は第7条第3項の規定による通報があった場合において市長が必要と認めるときは、当該通報に係る事実の確認をするために必要な限度において、排出事業者、処理業者、土地等所有者、産業廃棄物処理施設等の設置者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前項の場合において、報告又は資料の作成のため特に必要と認めるときは、市長は、産業廃棄物処理施設等の設置者に対し、その目的を達成するために必要な最小限度において、産業廃棄物処理施設等の作業の一時停止又は最終処分場の埋め立て処分の場所の掘起しを求めることができる。

(行政指導)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、土地等所有者又は産業廃棄物施設等の設置者に対し、必要な措置について指導又は勧告をするものとする。

(1) 産業廃棄物処理施設等の構造について第8条から第10条までの規定に違反していると市

長が認めるとき。

(2) 産業廃棄物処理施設等の維持管理について第11条から第13条までの規定に違反していると市長が認めるとき。

(3) 正当な理由がなく、前条の規定による報告又は資料の提出をしなかったとき。

2 前項の指導又は勧告は、書面で行わなければならない。ただし、軽微なものであると市長が認めるものについては、口頭で行うことができる。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する産業廃棄物処理施設等の設置者については、第15条第1項の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に産業廃棄物の処理の用に供している土地等に係る土地等所有者については、第15条第1項第3号の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。

和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成25年条例第17号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物処理施設の構造)

第2条 条例第8条第4号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。次号において同じ。）へ外部からの雨水等が流入することにより生活環境の保全上支障が生じるおそれのある場合は、開渠その他の流入を防止するための設備が設けられていること。
- (2) 産業廃棄物処理施設からの排水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項の公共用水域（以下「公共用水域」という。）に放流する場合にあっては、放流口まで管渠構造（排水が産業廃棄物処理施設から放流口までの間であふれるおそれがある場合にあっては、暗渠構造）であること。
- (3) 粉じんが生ずるおそれのある場合は、周囲への飛散を防止するために必要なフード又は集じん器、散水装置その他の設備が設けられていること。
- (4) 油水分離槽を設置する場合にあっては、分離された廃油を抜き取ることができる設備及び当該廃油を貯留することができる設備が備えられていること。
- (5) 煙突等から排出されるガスにより生活環境の保全上支障が生じるおそれのある場合は、適切な排ガス処理設備が設けられていること。
- (6) 車両に土砂等が付着するおそれがある場合は、付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。
- (7) 適切な広さの管理事務所等が設けられていること。

(最終処分場の構造)

第3条 前条の規定は、条例第9条第2号の規則で定める措置について準用する。この場合において、前条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。次号において同じ。）」とあり、及び同条第2号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「最終処分場」と読み替えるものとする。

(処理の用に供する施設の構造)

第4条 第2条の規定は、条例第10条第6号の規則で定める措置について準用する。この場合において、第2条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。次号において同じ。）」とあり、及び同条第2号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「処理の用に供する施設」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第5条 条例第11条第4号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条において同じ。）の煙突等から排出されるガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにするとともに、毎年1回以上検査等を行うこと。
- (2) 洗車設備は、定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、速やかに除去し、良好な状態にしておくこと。
- (3) 産業廃棄物処理施設の構造上外部からの雨水等の流入が防止できない場合であって、雨水

等が入ることにより生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合は、産業廃棄物処理施設へ外部から雨水等が入らないよう必要な措置を講ずること。

- (4) 搬入道路等の安全確保を図るために交通整理を行う者を配置するなど必要な措置を講ずること。
- (5) 常に産業廃棄物処理施設を設置する事業場及びその周辺の清掃等を行い、美観の保持に努めること。
- (6) 可燃性の産業廃棄物を取り扱う場合は、防災計画を策定し、適切な消火器等を設けるとともに、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- (7) 粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (8) 搬入された産業廃棄物について、許可を受けている種類以外の物の混入を避けるために必要な措置を講ずること。
- (9) 産業廃棄物処理施設の構造、運転管理、維持管理等を勘案して発生の危険がある事故を想定し、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 事故が発生した場合の対応に係る責任体制、緊急連絡体制等事故が発生した場合において講ずる措置の内容等を記載した手引書等の作成
 - イ 事故の発生を未然に防止するための措置
 - ウ 事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のために必要な対応及び措置
 - エ その他市長が必要と認める措置

(最終処分場の維持管理)

第6条 前条の規定は、条例第12条第3号の規則で定める措置について準用する。この場合において、前条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同条第3号、第5号及び第9号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「最終処分場」と読み替えるものとする。

(処理の用に供する施設の維持管理)

第7条 第5条の規定は、条例第13条第6号の規則で定める措置について準用する。この場合において、第5条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同条第3号、第5号及び第9号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「処理の用に供する施設」と読み替えるものとする。

(条例第14条第1項に規定する市長が必要と認めるとき)

第8条 条例第14条第1項に規定する市長が必要と認めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の6第8号又は条例第13条第2号に規定する水質検査の結果が、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に該当するとき。
 - ア 公共用水域に排水を放流する施設 次の（ア）又は（イ）に掲げる排水の汚染状態の区分に応じ、（ア）又は（イ）に定める状態であるとき。
 - （ア）水質汚濁防止法第3条第2項の有害物質による排水の汚染状態 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1の左欄に掲げる有害物質の種類のいずれかについて同表の右欄に掲げる許容限度を超えたとき。
 - （イ）（ア）以外の排水の汚染状態 排水基準を定める省令別表第2の左欄に掲げる項目の

いずれかについて同表の右欄に掲げる許容限度を超えたとき。

イ 下水道に排水を放流する施設 下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項及び第12条の11第1項第1号並びに和歌山市下水道条例（昭和59年条例第17号）第10条及び第12条の規定による基準を超えたとき。

(2) 最終処分場において行う水質検査の結果が、次のいずれかに該当するとき。

ア 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下この号において「最終処分基準省令」という。）第2条第2項第1号及び第3号においてその例によることとされた最終処分基準省令第1条第2項第10号ロ及びハの規定による測定の結果が同号イの規定による測定の結果の2倍以上の値となったとき。

イ 最終処分基準省令第2条第2項第2号ハ（2）の規定による測定の結果が同号ハ（1）の規定による測定の結果の2倍以上の値となったとき。

ウ 最終処分基準省令第2条第2項第3号においてその例によることとされた最終処分基準省令第1条第2項第14号ハ（1）及び（2）の規定による測定の結果が基準を超えたとき。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日）

この規則は、平成28年9月15日から施行する。